

～高校生等奨学給付金のお知らせ～

(返還の必要はありません。)

福岡県

福岡県では、国の制度を活用して、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、**生活保護(生業扶助)受給世帯**又は、**道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯**に対し、授業料以外の教育に必要な経費(修学旅行費、教科書費、教材費、PTA会費、入学学用品費等)への支援を行うために、高校生等奨学給付金を支給しています。

支給の回数は、1人の高校生等に年1回、通算3回(定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は4回、高等学校等の専攻科に通う高校生等は2回(修業年限が1年の場合は1回))が上限です。

■対象となる世帯は…？

令和4年7月1日現在次の全てに該当する世帯

- (1)生活保護(生業扶助)受給世帯又は道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税の世帯である。 ※ この奨学給付金は、**生活保護の収入認定から除外**されます。
- (2)保護者(親権者)が福岡県内に住所を有すること。
※ 保護者が県外に住所を有している場合は、在住する都道府県にお問い合わせください。
- (3)生徒が高等学校等に在学していること。
※ 高等学校等とは、高等学校・中等教育学校後期課程・専修学校高等課程・高等専門学校・高等学校等専攻科等のこと(特別支援学校の高等部は含まれません。)です。

■生徒1人あたりの支給額は…？

令和4年7月1日現在の世帯の状況に応じ、高校生等1人につき次の金額が支給されます。

世帯区分	生徒区分		給付額(国公立)
生活保護(生業扶助)受給世帯	全日制・定時制・通信制に在籍する者		32,300円
道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税世帯	全日制・定時制に在籍する者	・高校生等が2人以上いる世帯の1人目の高校生等 ・15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹が <u>いない</u> 世帯の高校生等	114,100円
		・高校生等が2人以上いる世帯の2人目の高校生等 ・15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹が <u>いる</u> 世帯の高校生等	143,700円
	通信制、専攻科に在籍する者		50,500円

※新入生前倒し給付を支給された方は、上記支給額から前倒し給付額を差し引いた額を支給します。

■奨学給付金の支給を受けるには…？

令和4年7月以降に、在籍する学校から申請の案内があるか、本県ホームページより申請書等をダウンロードしていただき、申請を行ってください。

なお、ご家庭の状況に変更があった場合(保護者等の状況の変更、税の更正による税額の変更など)はさかのぼって金額の追給や返納が生じる可能性がありますので、すぐに下記問い合わせまでご連絡ください。

問合せ先:福岡県教育庁教育総務部財務課 TEL 092(643)3866

高校生等奨学給付金申請のご案内

■ 申請方法

高校生等奨学給付金の支給を受けるには、在籍する学校を経由して福岡県に申請書等を提出する必要があります。

下記提出書類を学校の事務室に提出してください。

■ 提出書類

<必ず提出が必要な書類>

①提出書類チェックリスト（提出する書類にチェックしてください。）

②高校生等奨学給付金受給申請書（様式1（その2－1））

③課税証明書類（生活保護を受給されている場合必要ありません）

④7月1日現在の世帯状況がわかる書類

ア 生活保護を受給されている場合

7月1日現在、生活保護を受給していることがわかる書類

※生業扶助を受給していることがわかる書類である必要があります。

イ 上記ア以外の方で高校生等本人以外に兄弟姉妹がいる場合

（1）健康保険証の写し（給付額が143,700円となる世帯のみ）

※高校生等本人分と、7月1日現在で15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の被扶養者及び23歳以上の高校生等のうち、いずれか1名分（計2名分）を提出してください。

（2）扶養申立書（国民健康保険証の場合）（様式3）

⑤債権者登録申出書（既に登録していて、登録内容に変更がない方は提出不要です。）

※振込口座を登録するための用紙になります。

⑥在学証明書（様式2）

※在籍する学校に提出し、証明を受けてください。

<高校生等奨学給付金と学校徴収金等の相殺を希望する場合>

⑦委任状（様式4）

■ 今後の予定

申請書の提出を受け、審査を行った後、速やかに通知を行います。

～高校生等奨学給付金＜家計急変＞のお知らせ～

（返還の必要はありません。） 福岡県

福岡県では、生活保護（生業扶助）受給世帯又は、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯に対し、授業料以外の教育に必要な経費（修学旅行費等）への支援を行うために、高校生等奨学給付金（以下「奨学給付金」という。）を支給しています。

家計の急変により保護者等の収入が減少し、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税相当となる世帯（年収見込 270 万円未満程度）も対象として奨学給付金を支給します。

■対象となる世帯

令和 4 年 7 月 1 日現在、次の**全て**に該当する世帯

- (1) 家計急変により保護者等の収入が減少し、年間収入見込が道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の非課税相当の世帯であること。
※ 収入見込額及び税額控除の状況から判断します。
- (2) 保護者等が福岡県内に住所を有すること。
※ 保護者等が県外に住所を有している場合は、在住する都道府県にお問い合わせください。
- (3) 生徒が高等学校等に在学していること。
※ 高等学校等とは、高等学校・中等教育学校後期課程・専修学校高等課程・高等専門学校・高等学校等専攻科等のこと（特別支援学校の高等部は含まれません。）です。

■基準日と支給額

○家計急変により保護者等の収入が減少したのが、令和 4 年 7 月 1 日**以前**の場合

⇒ **基準日：令和 4 年 7 月 1 日**

世帯区分	生徒区分		給付額
道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税相当世帯	全日制・定時制に在籍する者	・高校生等が 2 人以上いる世帯の 1 人目の高校生等 ・15 歳（中学生を除く）以上 23 歳未満の扶養されている兄弟姉妹が いない 世帯の高校生等	114,100 円
		・高校生等が 2 人以上いる世帯の 2 人目の高校生等 ・15 歳（中学生を除く）以上 23 歳未満の扶養されている兄弟姉妹が いる 世帯の高校生等	143,700 円
	通信制、専攻科に在籍する者		50,500 円

○家計急変により保護者等の収入が減少したのが、令和 4 年 7 月 2 日**以降**の場合

⇒ **基準日：急変日が属する月の翌月 1 日**（急変日が 1 日ならばその日が基準日）

＜給付額＞

上の表の生徒区分ごとの給付額

×

基準日が属する月～令和 5 年 3 月までの月数
12 ヶ月

※新入生前倒し給付を支給された方は、上記支給額から前倒し給付額を差し引いた額を支給します。

■奨学給付金の支給を受けるには…？

随時受け付けておりますので、家計の急変により保護者等の収入が減少した場合には、在籍する学校または、下記問い合わせ先までご相談ください。

問合せ先：福岡県教育庁教育総務部財務課 TEL 092(643)3866

高校生等奨学給付金申請のご案内 ～家計急変の給付～

■申請方法

高校生等奨学給付金の支給を受けるには、在籍する学校を経由して福岡県に申請書等を提出する必要があります。（申請締切日：令和5年2月28日）
下記提出書類を学校の事務室に提出してください。

■提出書類

<必ず提出が必要な書類>

- ① 提出書類チェックリスト（提出する書類にチェックしてください。）
 - ② 高校生等奨学給付金（家計急変）受給申請書（様式1（その3-1））
 - ③ 家計が急変したことを判断する書類（以下全てを提出する。）
 - (1) 家計が急変したことを証するもの
 - ・ 給与所得の場合…離職証明書、直近の賞与明細書、家計急変後の給与明細書3箇月分など
 - ・ 自営業の場合…家計急変後の3箇月分の収入及び経費がわかるもの（様式任意）
 - (2) 申立書
（様式任意、家計急変の事由、今後の収入状況等を記載すること）
 - (3) 税額控除等を確認できるもの
（課税証明書又は税額決定(変更)通知書 ※源泉徴収票は不可）
※自営業の場合は、直近の確定申告書の写しも併せて必要となります。
 - ④ 基準日現在の世帯状況がわかる書類
 - ※高校生等本人以外に兄弟姉妹がいない場合は、(1) 及び (2) の提出は不要です。
 - (1) 健康保険証の写し
（年間給付額が143,700円となる世帯のみ）
※高校生等本人分と、基準日現在で15歳（中学生を除く）以上23歳未満の被扶養者及び23歳以上の高校生等のうちでいずれか1名分（計2名分）を提出してください。
 - (2) 扶養申立書（国民健康保険証の場合のみ）（様式3）
 - ⑤ 家庭調書（様式14）
 - ⑥ 債権者登録申出書（既に登録していて、登録内容に変更がない方は提出不要です。）
※振込口座を登録するための用紙になります。
 - ⑦ 在学証明書（様式2）
※在籍する学校に提出し、証明を受けてください。
- <高校生等奨学給付金と学校徴収金等の相殺を希望する場合>
- ⑧ 委任状（様式4）

■今後の予定

申請書の提出を受け、審査を行った後、速やかに通知を行います。